

安全保障輸出管理の基礎

一Webミニセミナー 第2回 実務編一

(財)安全保障貿易情報センター

※ CISTEC主催の基礎コース、実務演習コースのセミナー及び経済産業省の適格 説明会資料をもとにして、簡潔にポイントをまとめたものです。

安全保障輸出管理実務の2つの柱

①該非判定

輸出しようする貨物又は提供しようとする技術が法令で規 制されているものであるか否かを判定する。

→ 「輸出令 別表第1」又は「外為令 別表」の1項から15項(リスト規制)又は16項(キャッチオール規制)の中欄に掲げる貨物・技術に該当するか否かを判定する。

②取引審查

取引相手(引合い先、需要者等の確認)、用途(具体的な用途の確認)などのチェックを行い、当該取引を進めて良いか否かを判断する。

I 該非判定について

該非判定実務

く作業手順>

- ① 判定対象を整理・確認する。
 - →対象は、本体の貨物だけではなく、部分品、附属品、外付け ユニットも含まれる。
- ② 判定項番を探す。
- ③ 貨物の該非判定を行う一貨物等省令の仕様に該当?。
- ④ 部分品や付属品、外付けユニットの該非判定を行う。
- ⑤ 技術の該非判定を行う。

外為法の規制品目(1)一大量破壊兵器関連

項番	国際レジーム	規制品目				
1	<u>—</u>	武器及び大量破壊兵器				
2	NSG	核兵器関連				
3,3-2	AG	生物·化学兵器関連				
4	MTCR	ミサイル関連				
5–15	WA	通常兵器関連				
16	キャッチオール規制品目(食料、木材等除外)					

外為法規制品目(2)一通常兵器関連

項番	外為法	ワッセナー・アレンジメント(WA)
5	先端材料	同左(Category 1)
6	材料加工	同左(Category 2)
7	エレクトロニクス	同左(Category 3)
8	コンピュータ	同左(Category 4)
9	通信関連	C5 Part1(通信) + C5 Part2(暗号)
10	センサー・レーザー	同左(Category 6)
11	航法関連	同左(Category 7)
12	海洋関連	同左(Category 8)
13	推進装置	同左(Category 9)
14	その他(軍需品)	軍需品リストの一部
15	機微品目	Very Sensitive List(VSL)

リスト規制一覧①

2010.4.1

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
	1 	(40)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓•窓枠	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等
	1 武器	(12)	2 測定装置	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(1)	銃砲·銃砲弾等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(47)	トリチウム	(18)	アビオニクス装置等
(2)	爆発物·発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(49)	白金触媒	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(50)	ヘリウム3	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(5)	指向性エネルキー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料		- 11.44 P 00	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(6)	運動エネルキー兵器等	(18)	ベリリウム		3 化学兵器	(22)	ロケット搭載用電子計算機
(7)	 軍用車両∙軍用仮設橋等	(19)	 核兵器起爆用アルファ線源用物質	(4)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	(1)	と同等の毒性の物質・原料	(24)	振動試験装置等、風洞・燃焼試験装置他
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ		200 生物丘里	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム		3の2 生物兵器	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レート゛ーム
(12)	軍用探照灯・制御装置	, ,	リチウム		軍用細菌製剤の原料	5	先端材料
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等		タングステン	(2)	細菌製剤用製造装置等	3	7 3 1.3 1 7 1 1
(13	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化	(26)	ジルコニウム		4 54 / II	(1)	ふっ素化合物製品
の2)	用化学物質混合物	(27)	ふっ素製造用電解槽		4 ミサイル	(2)	ビニリデンフルオリド圧電重合体他
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1)	ロケット・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(29)	遠心力式釣合試験機	(1の2)	無人航空機(UAV)	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
(16)	兵器製造用機械装置等	(30)	フィラメントワインディング装置等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置等
	2 原子力		レーザー発振器	(3)	推進装置等	(6)	金属性磁性材料
		(32)	質量分析計・イオン源	(4)	しごきスピニング加工機等	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
1 ' '	核燃料物質・核原料物質		圧力計・ベローズ弁	(5)	サーボ弁・推進薬制御装置用 ポン	(8)	超電導材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等		ソレイノイト、コイル形超電導電磁石		プ・軸受	(9)	作動油
(3)	重水素·重水素化合物	(35)	真空ポンプ	' '	推進薬・原料	(10)	潤滑剤
(4)	人造黒鉛	(36)	直流電源装置	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(11)	振動防止用液体
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(8)	粉粒体用混合機等	(12)	冷媒用液体
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(38)	衝撃試験機	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(13)	チタンのホウ化物・セラミック半製品他
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等 周波数変換器等	(39)	ストリークカメラ・フレーミング・カメラ等 干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(10)	複合材料製造装置等	(14)	セラミック複合材料 ポリジオルガノシラン・ポリシラザン他
(8)	向波剱変揆奋寺 ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(40) (41)	十渉計・圧刀測定益・圧刀変換益 核兵器起爆(試験)用貨物		ノスル ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15) (16)	ホリンオルカノンフン・ホリンフサン他 ビスマレイド・芳香族ポリアミドイミド他
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(42)	光電子増倍管			(17)	とスマンフト・ファイン とこりでは、ファイント とこりで、ファルオリト・共重合体他
(10の	・	(42)	中性子発生装置			(18)	こうり フクルダッド 矢皇日 体心 7 アッリフッレグ・アッリフォーム・成型品等
2)		` .		` '		, ,	
(11)	しごきスピニング加工機等	(44)	遠隔操作のマニピュレーター	(15)	ロケット・UAV用構造材料	(19)	ほう素・炭化ほう素・硝酸グアニジン他

リスト規制一覧②

2010.4.1

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	2010.4.1 輸出許可品目名
		(17)	マスク・レチクル等	(4)	高速度撮影可能なカメラ等		
•	6 材料加工	(18)	半導体基板	(5)	反射鏡		13 推進装置
(1)	軸受等	(19)	レジスト	(6)	宇宙用光学部品等	(1)	ガスタービンエンジン等
(2)	数值制御工作機械等	(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(3)	歯車製造用工作機械等	(20)	燐・砒素他の有機化合物	(7の2)	非球面光学素子	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等		燐・砒素・アンチモンの水素化物	(8)	レーザー発振器等	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(22)	炭化けい素等	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定
(6)	測定装置等 ロボット等	8	電子計算機		計・校正装置他 重力計・重力勾配計		装置•検査装置等
(7)		4.0		(10)	_	-	14 その他
(8)	フィート・バック装置他	(1)	電子計算機等	(11)	レーダー等		
(9)	絞りスピニング加工機・しごきスピニング		9 通信	(12)	光反射率測定装置他	(1)	粉末状の金属燃料
	加工機		· - · · ·	(13)	重力計製造装置•校正装置	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
-	7 エレクトロニクス	(1) (2)	伝送通信装置等 電子交換装置	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(3)	ディーゼルエンジン等 <削除>
(1)	集積回路	(3)	モュスススピー 光ファイバー通信ケーブル等	1	1 航法装置	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(4)	<削除>	(1)	加速度計等	(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(2)	ジャイロスコープ等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の2)	監視用方向探知器等	(3)	慣性航行装置等	(8)	電気制動シャッター
(5)	超電導電磁石	(5の3)	通信妨害装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測		電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(00) 17	する位置探知装置	(4の2)	水中ソナー航法装置等	(11)	爆発物探知装置【追加】
(8)	エンコーダ	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の4)までの設計・	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置		
(8の2)	サイリスターテ゛ハ゛イス・サイリスターモシ゛ュール	, ,	製造装置等	, -,	他		<u> 5 機微品目 </u>
(803)	電力制御用半導体素子【追加】	(7)	暗号装置等	1	2 海洋関連	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(9)	デジタルビデオ磁気テープ記録装置他 波形記憶装置	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等非暗号型情報通信システム【追加】		船舶(潜水艇、水中翼船他)	(2)	電波の吸収材・導電性高分子 核熱源物質
(100) (100)2)	次形記憶装置 デジタル計測用記録装置	(10)	非哺号空情報通信システム【追加】 盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	船舶へ潜水艇、水中異船他) 船舶の部分品・附属装置	(3) (4)	│ 校然源初員 │ デジタル伝送通信装置等
(プラル計型用記録表画 周波数シンセサイザー	(/	温聴機和機能通信/ = / ル/ス/ム等 (7)(8)(10)の設計・製造・測定装置他		水中回収装置	,	水中探知装置等
(11)	同波数ソンです1 サー	(11)	(7,08,110,00)設計・製造・測定装直他	(3)	水中凹収装直 水中カメラ等	(5)	
(12) (13)	16 亏光生器 周波数分析器	1	O センサー等	(4) (5)	水中カメフ寺 水中ロボット	(6) (7)	ナ田州元侯山谷 目標自動識別機能レーダー等
(14)	ネットワークアナライザー	(1)	水中探知装置等	(6)	密閉動力装置	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	1	妨害用水中音響装置【追加】	(7)	回流水槽	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(2)	光検出器・冷却器等	(8)	浮力材	(10)	 ラムジェットエンシ`ン、スクラムジェットエンシ`ン、複合
(10)	业 道 什 制 	(0)	 b.# 田の坐っ/バ	(0)	 閉鎖・半閉鎖回路式の自給式潜水用	(10)	サイクルエンジン等 8
(16)	半導体製造装置等	(3)	センサー用の光ファイバー	(9)	具		

次に掲げる貨物 で定める仕様のもの ものを除く であつて、 (2の項の中欄に掲げる

経済産業省令

- の中欄に掲げるものを除く 軸受又はその部分品(4 o の項
- 作機械又はその部分品 数値制御を行うことができる
- 四 その部分品、 制御装置 歯車製造用の工作機械又は イソスタチックプ 附属品若しく は
- 除く その部分品若しくは附属品 の項の中欄に掲げるものを 又は
- 五 できるものを含む。測定装置として使用 自動操作の 測定装置 コーティング装置又はその めの部分品 らむ。)であつて、使用することが 作機械であつて
- 装置によつて制御されるもの に掲げるもの又 電子計算機又 人は数値 はその部分品 L 制 御

中欄

全地域

該非判定する上での留意点

- ① 該非判定の対象は多岐にわたる。
 - ●自社製品だけでなく、外部の購入品等も含めてすべて。
 - 装置全体、付属品、部分品等一分解出荷の場合は、分解 品の判定も
 - ・内蔵プログラムデータの判定も必要。
- ② 通称と規制品目の名称が一致するとは限らない。
 - (例) 軸受け と ベアリング、 電子計算機 と コンピュータ と サーバ、 工作機械 と マシニングセンター と CNC
- ③ 複数の項番で規制される場合がある。
 - ※「〇〇は除く。」の文言で安心してはいけない。
- ④ 規制内容は、毎年、国際レジーム合意によって変わる可能性がある。一常に最新の法令を参照する必要。

該非判定に役立つツール

規制対象は、政令、省令、通達等も合わせて総合的に理解する必要。



- <該非判定に役立つのは・・・>
- ① 法令集、用語索引集(JMC)
- ② パラメータシート、項目別対比表(CISTEC)
- ③ 輸出管理品目ガイダンス(CISTEC)
- ④ 工業会等で使われる事典 等

該非判定に便利なツール① 用語索引集(抜粋) ※ 省:貨物等省令、解:運用通達の解釈

用語	項番
膜型集積回路	解7
巻く作業	2-30省35、4-10省11、 5-18省4
マグネシウム	2-21省26、4-6省7、5-5省7、 解4、解5
マグネシウム合金	5-5、5-5省7、解5
マグネットポンプ	解2
膜面	解3の2
マシンコントローラー	解6
マス	12-2省10

該非判定に便利なツール② 「項目別対比表」と「パラメータ・シート」

項目別対比表とパラメータ・シートはどう違うのか

	項目別対比表	パラメータ・シート
判定できる項番	輸出令別表第1/外為令別表 全体を網羅 (ただし、輸出令別表第1の「1 の項(武器)」は除く)	エレクトロニクス、コンピュータ、先端材料等の一部に対応。
特徴	●政省令の条文をわかりやす 〈構造化。 ●政省令の文に用語の解釈 があるものは下線がひかれて おり、各項番の最終ページを 確認する必要がある	●政省令の条文に用語の解釈まで取り入れて作成されてあるので、順番にチェックすれば誰にでも簡単に判定ができる ●用語の解釈や補足説明が取り入れられているので、シートの枚数が多かったり、やや複雑になっているものもある

パラメータシート(例)

音波(超音波を含む。)を利用した水中探知装置、 船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品 (15の項の中欄に掲げるものを除く。) 輸出令別表第1の10の項(1)、省令第9条第一号	(P1/7)
貨物名:	パラメータシート
メーカー名:	様式:9-1
型及び銘柄:	CISTEC 2010.04 (平成22年4月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	口	答	備	考
音波(超音波を含む。)を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの				
イ 送信機能を有するもの又はその部分品か?	□ いいえ ←ロへ	□ は い (レスは×を記入) □装 置 □部分品 ↓		
 ○ 垂直方向にのみ使用することができるものであって、プラスマイナス20度を超える走査機能を有していないもののうち、機能が次のものに限定されるものか? ・水深の測定 ・水中にある物体又は水底に埋もれた物体 	□ は い 走査機能 (± 度) (レ又は×を記入) □水深測定 □距離測定	□ いいえ 走査機能 (± 度)		

項目対比表(例)

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

		メーカー名						
CISTEC		型及び銘柄						
2010. 04.	(1/1)							
別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 7-(3) 弾性波若しくは音響光学効果を利用する <u>信号処理</u> 装置又はその <u>部分品</u>	判定欄	注 釈		記	入	欄	
[省令] 第6条	輸出令別表第1の7の項の	該 当 〇						
経	済産業省令で定める仕様のものは、	非該当 ×						
<u></u>	のいずれかに該当するものとする。	対象外 -						
三 弾性波若	しくは音響光学効果を利用する	[]						
<u>信号処理</u> 装	置であって、							
	かに該当するもの							
.,,,,,	域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止	« »	〕除外					
又は共振の	0機能のいずれかのみを有するものを除く。)							
又はその <u>部</u>	分品							
イ 表面引	単性波又は疑似表面弾性波を利用するもの	[]						
であって	τ,							
次のいっ	ずれかに該当するもの							
	搬送周波数が6ギガヘルツを超えるもの	[]		数値()
	搬送周波数が1ギガヘルツ超6ギガヘルツ以下	[]		数値()
σ.	りものであって、							
ð	マのいずれかに該当するもの							
								ıo '

外部購入品の判定

社外から調達した製品や部品等を輸出する場合で、自社で該非判定が困難な時には、メーカーから該非判定書を入手する。

※ 判定結果の再確認に当たっては、以下の点などに留意する必要があります。

確実に、調達した 製品の該非判定書 であるか?

判定結果と判定根 拠は明確かつ妥当 か?

該非判定書(例)

あて先: △△貿易 殿

商品名:××リアクターT6000

該非判定結果:輸出貿易管理令別表第1の3項(2)

貨物等省令2条2項1号ハ に該当

判定理由:本商品は、①容量が16立方メートルであり、

②内容物と接触するすべての部分がふっ素樹脂

で被覆されている。

判定日:平成22年〇月〇日

判定者:××ガラス 〇〇次郎(印)

●注意 判定に疑義が ある場合は、 メーカーに再確 認し十分協議

最新の法令 に基づき該非 判定されてい るか?



- 外為法の責任は、基本的には輸出者が負う。
- 入手した判定書を鵜呑みにしないで、自社でも再確認をする。

該非判定書の発行

国内販売先に自社製品などの該非判定を求められた場合は、判定の責任範囲を明確にした判定書を発行する。

※ 判定書(該当証明書、非該当証明書等)は、各社で任意に発行するものですが、発 行に当たっては、以下の点などに留意する必要があります。

該非判定書(例)

判定対象貨物等の名称、型式等

あて先: △△商事 殿

商品名:〇〇クリーナーA-30

該非判定結果:輸出貿易管理令別表第1の3項(1)

貨物等省令2条1項1号へ に該当

判定理由:本商品はフッ化水素を80%含有してるため。

判定日:平成22年〇月〇日

判定者:××化学 〇〇太郎(印)

●注意 判定書の 様式は自由。

該当項番、 判定結果、 判定根拠 (該当or非該当)

該非判定した年月日、判定者

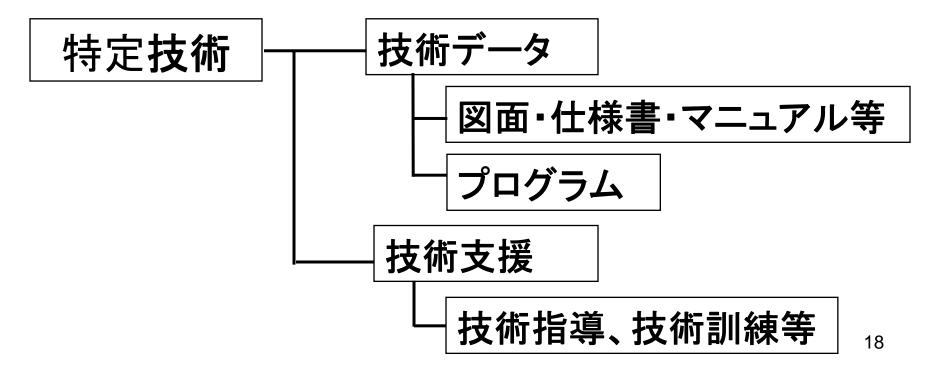


- 該非判定の根拠を明示する。必要に応じて書類(該非判定結果票、等) を添付する。
- 発行した該非判定書の「写し」を自社でも保管をする。
- 法令改正時などには、該非判定結果の見直しを行う。

技術の判定対象(1)

技術とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報で技術データ又は技術支援の形態により提供される(役務通達)

(但し、貨物に依存しない技術<u>(プログラム)のみ</u>が規制されるものもある)



技術の判定対象(2) 設計・製造・使用の技術

段階	内容	例示
設計	一連の製造過程 の前段階のすべ ての段階	設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの 製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、 設計データを製品に変化させる過程、外観設計、 総合設計、レイアウト等
製造	すべての製造工 程	建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組 立て(アセンブリ)、検査、試験、品質保証等
使用	設計、製造以外 の段階	操作、据付(現地据付を含む。)、保守(点検)、 修理、オーバーホール、分解修理等

(役務通達1.(2))

外為令別表3(1)における使用は 化学製剤及び化学物質の化学兵 器に係る取扱を言う。

特例制度:一定の場合に許可が不要 ーただし、安易な思い込みは禁物

規制リストに該当する場合でも、一定の場合に許可が不要になる制度(政令等で規定) →要件は厳密に決まっているので、決して安易な思い込みはしないこと!

く貨物輸出の場合>

- 〇少額特例(一定金額以下の貨物)
- ○無償特例(無償で輸入すべきものとして無償で輸出するもの。その逆も。)
- 〇暗号特例(市販の暗号装置についての特例)
 - 〇部分品特例(ごく一部で取り外し不可能なもの) 等

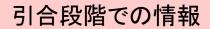
<技術提供の場合>

- ○公知技術の提供、公知化するための提供
 - ※ 雑誌、Web、学会、講演、展示会、一般見学コース、特許情報等の公開、公開ソースコードのプログラム 提供等
- ○基礎科学分野の研究活動における提供
 - ※ 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験 的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。
- 〇工業所有権の出願・登録のための提供
- 〇貨物の輸出に付随する据付、操作、保守・修理のための必要最小限の使用の技術(プログラムは除く)の提供
- 〇暗号プログラム特例、市販プログラム特例

等

Ⅱ 取引審査について

取引審査の考え方



仕向地

対象貨物等 の該非

用途•目的

懸念顧客リスト

軍又は国防機関



審査シートを用い総合的に審査

許可申請手続きの要否も判断



安全保障貿易管理組織の長が、審査内容を見て取引の可否を判断

取引審査の注意事項

- 需要者が誰か確認すること(軍、懸念顧客等)←取引相手 からの情報だけでなく、外国ユーザリストやチェイサーリスト などの入手可能な懸念情報も確認
- 貨物等の機能等と相手側の業務内容や用途がマッチングし ているか
- 仕向地又は引合先が特定の懸念地域か 3.
- 明らかガイドライン(17項目)と照合しチェックした結果「いい 4. え」が無いか
- 国内取引であっても輸出等されることが明らかな場合(間接 輸出)には、審査
- 社内の審査が完了するまでに注文を受けたり出荷したりし 6. ない。←出荷管理部門との連携
- 輸出管理上の懸念がある場合、取引中止の権限がある者 に必ず判断を求めること



取引審查例

<u>審査票</u>↵

審査·承認↩

					. 2.7
	نه نه نه		*	þ	42 42
-1	刊 1. 輔	出案件の概	要↓		
	件名	4J	○○Hospital 空調制御用弁 引合い√		
	仕向地 (国名) ₽	ロシア₽		
	貨物・技	術名 →	ダイヤフラム弁 30 セット(単価:20 万円)↓ (金額)): 600 万円	ф
該非 確認	該非判定 (1~1	•	<貨物>輸出令別1: 項 号 □該当 団 (貨物等省令: 条 項 号) ↩ <技術> 外為令別表: 項 号 □該当 □ (貨物等省令: 条 項 号) ↩		不明·疑義↩ 不明·疑義↩
	契約先↵	名称↓ (英字)↓ 所在地↓	○○ Hospital ×××, A-11a, Moscow state, Russia⊄	(新規・	継続) ↩
用途	需要者₽	名称↓ (英字)↓	○○ Hospital	(新規) 継	統) ↩
確認		所在地↩	×××, A−11a, Moscow state, Russia√		
	用途₽		内容(一般病室の空調の制御) ↓ ↓ □大量破壊兵器関連 □軍事関連 ੯ その他↓		
)	資料: □有 () ☑無↩
CA 確認	₩ 押途・需 チェック		①用途要件に「はい」が一つでもあるか ②需要者要件に「はい」が一つでもあるか ③外国ユーザーリストに掲載されているか 上記②又は③が「はい」の場合、 ④明らかが介*ラインシートに「いいえ」が一つでもあ	□lt <i>(</i>) □ lt <i>(</i>)	・ 回 いいえゃ ・ロいいえゃ ・ 回 かいえゃ ・ロいいえ <i>ゃ</i>
			→ ⑤上記①~④の確認に不明点又は疑義があるか	□はい	. ≝್ಟು ಾ

不審な兆候を見逃さない!

✓明らかガイドライン」と「Red Flag」が示す危険な兆候



- 用途や使用場所についての明確な説明がない、曖昧
- 大量のスペアパーツの要求がある
- 輸送ルートが仕向先からみて異常である
- ・支払い対価や条件が非常に好意的である、あえて現金払いをする
- 据付指導や専門家の派遣を拒否する
- ・近隣に軍事施設がある
- 性能保証の要求が通常以上である
 - *経済産業省「明らかガイドライン」、米国商務省BIS「顧客を知るためのガイドライン」(「レッドフラグ」

<「輸出管理の強化」についての経済産業大臣通達>(平成18年3月)

- ・経営トップ自らの認識と責任ある管理の実施
- ・海外法人等への指導の強化
- 最終ユーザーや用途に対する慎重なチェック
- ·CPの整備と確実な履行



参考

明らかガイドライン

貨物等の用途・仕	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説 明がある。	はい・いいえ・ー
様	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・ー
	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・ー
貨物等の設置場所 等の態様・据付等 の条件	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はいいいえ・ー
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・ー
	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・ー
貨物等の関連設 備・装置等の条件・ 態様	⑦異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・ー
	⑧通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・ー
	⑨輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・ー
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・ー
	①輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて 異常がない。	はい・いいえ・ー
貨物等の支払対価	⑩当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・ー
等・保証等の条件	③通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・ー
据付等の辞退や秘	①据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・ー
密保持等の態様	⑤最終仕向地・製品等についての、過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・ー
外国ユーザリスト掲載企業・組織	⑤外国ユーザリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別(「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」等を参照のこと)が一致しない。	はい・いいえ・ー
その他	①その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がないこと等、取引上の不審点がない。	はい・いいえ・ー

CISTEC チェーサー(顧客)情報の提供

● CISTEC 顧客情報

企業の自主輸出管理におけるエンドユーザーチェックで有用と思われるユーザー名の一覧情報を提供。専門調査機関による報告書や専門情報紙等に掲載された公開情報(原本情報)を収集し、記載があったユーザー名を一覧情報として掲載。

●DPL等顧客情報

米国の禁輸先リスト等、米国再輸出規制に関連するリストが収録。また、自主輸出管理の参考資料の一つとしても有用と思われるリストも収録。



オンラインによるweb検索 + オフラインによる代行検索 ※ いずれも、チェーサー会員に加入することが必要です。

違反に対する制裁及び罰則

一平成21年改正で罰則強化

- ●第25条の2、第53条(制裁)
 - >3年以内の輸出等取引禁止一全品目、全貨物の可能性
- ●第69条の6(罰則)
 - ▶10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金 (違反価格の5倍以下[違反価格の5倍が1千万円超の場合])(大量破壊兵器関連)
 - <u>▶貨物</u>の輸出違反の<u>未遂罪</u>は罰する
- ●第69条の7(罰則)
 - <u>≻特定記録媒体等</u>の輸出の<u>未遂罪</u>は罰する